

平成22年度第23回 税制調査会議事録

日 時：平成22年12月15日（水）16時30分～

場 所：中央合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

それでは、ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は、主要事項のうち、調整が残されておりました「金融証券税制」、「環境関連税制」、「地域主権改革と地方税制」のとりまとめ案について御審議をいただきます。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、議題に入ります。まず、金融証券税制について、尾立、逢坂両政務官から御説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

お手元の資料「主要事項のとりまとめ案（国税）」のうち、個人所得課税（金融証券税制）について御説明をさせていただきます。

1 ページをおめくりください。まず、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率の適用期限については2年延長し、平成26年1月から20%本則税率といたします。

これに伴い、いわゆる日本版ISAの導入時期については、平成26年1月といたします。

第3に、平成26年1月の20%本則税率化を踏まえ、公社債等の利子所得及び譲渡所得等に係る課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大について検討することといたします。

第4に、店頭デリバティブに係る所得について、20%申告分離課税とした上で、市場デリバティブと店頭デリバティブの損益通算及び損失額の3年間の繰越控除を可能といたします。

第5に、配当所得について総合課税の対象となる大口株主等の要件について、発行済株主等の総数等に占める保有割合を、現行の5%から3%に引き下げます。

なお、これらの項目に関する詳細な措置の内容は、要望項目等の最終整理案の中に記載されておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

地方税の個人所得課税のうち、金融証券税制・個人住民税について説明いたします。

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率の扱いなど、金融証券税制については個人住民税も所得税と同様に対応いたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいま御説明のあったとりまとめ案について御質問等があれば伺いますので、どうぞ御発言ください。

東副大臣、どうぞ。

○東内閣府副大臣

初めに、最後まで調整が残っていたこの証券軽減税率の延長問題について、財務大臣に大変お力をいただき、金融庁大臣との2度にわたる折衝を経て、2年延長ということで決着をいただきました。この間の五十嵐副大臣始め皆さん方の調整に向けた御努力・御尽力に対して敬意をまずもって表したい。また、感謝を申し上げたいと思います。

その上で1点だけ指摘させていただきたいと思いますが、この3番目に書かれておりますけれども、金融証券税制のうち公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大が検討事項として整理されております。以前、この場でも申し上げましたが、今回延長をお認めいただきました証券の軽減税率が期限切れとなる平成26年1月から、投資家に過大な負担をかけることなく損益通算範囲の拡大を実施に移すためには、システム開発期間を考慮しますと、今回の税制改正において具体的な内容を法制化していただくことが必須なのではないのか。それが今回、ただ検討すると書かれていることに対して、つまりそれは事実上先送りされていることは決してよいことなのかというふうに心から私は思います。

投資家の利便性を害することなく金融所得課税の一体化を実現するためには、できるだけ速やかに損益通算範囲の拡大について具体的な内容を法制化していただくことが必要不可欠であること。この問題をいたずらに先送りすることは、投資家や金融業界のみならず、税制当局、ひいては日本経済にとっても決して好ましいこととは思われないこと。このことを指摘させていただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

ありがとうございます。一言、今の御意見にお答えをしたいと思います。

まず、本則税率化と損益通算というものはもともと別の概念であるということかと思えます。その中で、本則税率化しなければ損益通算はできないわけなんですけれども、損益通算を拡大しなくとも本則の税率化はできるという関係があるということでございます。

それで今回、本則税率化の時期について、金融庁におかれましてはたびたび御主張を変えられた。それが制度に対する安心感・安定感というものに、投資家や業界から不信感を招かねるのではないかと私は思っております。そういう中で、この損益通算拡大を法律化しても本当に信頼が得られるのであろうかと思っております。

まず金融庁におかれましては、絶対3年後にこの本則課税をやるんだということを内外ともにしっかりと御主張をいただくことが先でしょうし、またシステム開発に2年かかるとおっしゃいました。これから3年の期間がございますので、まだ検討でいいのではないかと思っております。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○東内閣府副大臣

政務官、是非御理解していただきたいんですが、基本的に社債の譲渡益というものは、今は実質的に無税になっているんです。それで、ここにもおっしゃってくださっているとおり、金融証券の商品を一体化させるということは、システムを開発するために法制度上、それを明確にしておかなくてはいけないんです。したがって、今回、金融経済情勢の問題は少し横に置いておいて、具体的にシステムを開発するというのはコンピュータ化するわけです。それを全部一体としてのコンピュータ化をするためには、その前に政治として制度上決めることを決めておかない限り、システムを2年間で開発しなさいと言ったとしてもだめですということは何度も言ってきました。

ですから、今のお言葉の全く逆であります。例えば平成26年、私たちは金融情勢というものの状況が変わらず、劇的なことが起こらない限り、注意深く配慮していけば平成26年1月にはそれができると思っています。しかし、それをするためにはシステム化しなくてはならないわけですから、コンピュータ化させる前に制度上やるべきことはやりましょうということを行っているんです。それは主税局にとっても当然必要なことでもありますから、それができる環境にあるうちにやっておきましょう。それがひいては証券業界及び金融業界の方々に、日本政府は一体としてこの問題を考えているというメッセージになるわけです。ですから、言っていることが全く逆です。

○五十嵐財務副大臣

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

まさに法律で、平成24年1月1日からこの本則化ということを決めておいたわけなんです。それに対して今回、このような2年延長ということになっております。そういう意味で、たとえ法律で縛ったとしてもシステム開発も、せっかく投資をしたとしても、これが先送りされるのではないかと。業界にとっては、また投資家からも、それは信頼できない話になるのではないかと思っております。

○五十嵐財務副大臣

これはもう決着をした話ですからね。

○東内閣府副大臣

少しいいですか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○東内閣府副大臣

例えば財務省の方で、人間がいない、法改正をするために人間がまだそろっていないとか、そういうことが嫌だというのなら話は別です。そうではなくて、私が申し上げているのは、2年間でシステム開発する以前の話をしているんです。したがって、制度上やるべきことは

ちゃんとやって、金融の一体課税化というものを政府としてちゃんとやっておかない限り同じ問題が起きますということを言っているんです。

ですから、それを今年度中に、つまり平成 23 年度中にそれをやっておけば、それこそ私がこの場で何回となく申し上げたその論理というものはなくなるわけです。あとは文字どおり、金融情勢がどういうふうになっていくかという話です。

○五十嵐財務副大臣

大臣、どうぞ。

○野田財務大臣

昨日、自見大臣と大臣折衝を 2 回やりました。それで結果は、現行法を変えて、要は 2 年延長ということで合意をしました。その他のことは、いろいろ御主張はありましたけれども、私どもに税制改正大綱の書きぶりはお任せいただく。そういう結論になりました。

お立場はわかります。意見が、いろいろなことがあったことはわかります。ですけれども、大臣合意は是非踏まえていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

来年度も税制改正はありますので、また御主張いただきたいということでございます。

そのほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。金融証券税制につきましては、お示した方向で大綱を起草したいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、環境関連税制については用途や支援策などについて会長・会長代行を中心に具体案の調整を行ってまいりました。お手元のとりまとめ案について、尾立、逢坂両政務官から御説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、先ほどの「主要事項のとりまとめ案（国税）」の環境関連税制について御説明をさせていただきます。

2 ページ目をおめくりください。まず「1. 地球温暖化対策のための税の導入」についてでございます。

現行の石油石炭税にCO₂ 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けます。

税率は、原油及び石油製品については1kl 当たり 760 円、ガス状炭化水素は1t 当たり 780 円、石炭は1t 当たり 670 円といたします。

平成 23 年 10 月 1 日から施行することとし、平成 27 年 3 月 31 日までの間、表にあるような所要の経過措置を講じたいと考えております。

免税・還付措置でございますが、現行の石油石炭税に係る措置については、今回、特例により上乗せされる税率についても適用します。これに関連しましては、鉄鋼製造用の石炭、

石油アスファルト等に係る現行の石油石炭税の免税・還付措置については、その適用期限を2年延長いたします。

3ページ目をおめくりください。(5)にあります①～④につきましては、今回特例により上乗せされる税率についてのみ、平成24年度末までの間、免税・還付措置を設けることといたします。

以上の措置に加えまして、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策を実施することとしております。

次に、揮発油税等の「当分の間」の税率につきましては、平成23年度においては、現在の水準を維持することとします。

検討事項としまして、地球温暖化対策のための税、排出量取引、固定価格買取制度といった施策の整合性確保が不可欠であり、各施策の進捗を踏まえ、その整合性或政策効果の検証を行った上で、必要に応じ、税の名称等についても、更に検討を行っていくことといたします。

以上のほか、航空機燃料税につきまして、今回の改正の内容を記載してございます。

なお、これらの項目に関する詳細な措置の内容は、要望項目等の最終整理案の中に記載されておりますので、御覧いただければと思います。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

私からは「主要事項のとりまとめ案(地方税)」の資料に基づいて説明をいたします。

2ページをお開きください。最初に「1. 軽油引取税」でございます。

地方の財政状況は引き続き厳しい状況にあることや、地球温暖化対策の観点も踏まえ、引き続き平成23年度においては、軽油引取税についての「当分の間」として措置されている現在の税率水準を維持することとしています。

また、軽油引取税の「当分の間」税率を当面継続するに当たり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続することとしております。

なお、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備などを受け所要の措置を講ずることとしております。

次に、地球温暖化対策に関する地方の財源確保でございます。

地方公共団体が、地球温暖化対策において重要な役割を果たしていることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制対策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みを検討することとしています。

なお、地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する

仕組みについて、平成 24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めることとしております。

次に、航空機燃料譲与税でございます。

航空機燃料税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合を、平成 23 年度から平成 25 年度までの間、9 分の 2 とすることとしております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいま説明のあったとりまとめ案について御質問等があれば、どうぞ御発言ください。

池田副大臣、どうぞ。

○池田経済産業副大臣

お疲れ様です。手短に 2 点申し上げたいと思います。

これは政調会長、税制改正 P T の座長が言うべきことかもしれませんが、原料用途石炭とナフサについて、党内の税制改正の議論の中でも主要事項として取り上げられたことは御承知のとおりでございます。世界標準に照らした対応を求める意見が多数を占めておりました。政府税調としても、こうした重要事項についての党内の声に答えをしなければならないのではないかと。重要事項について素通りはできないのではないかと。このように考えます。

私としては、原料用途免税措置について期限の定めのない措置とすることとするのがよいと思いますが、最低限、腹八分目という言葉もありますので、非課税の本則化を目指して、平成 24 年度税制改正の議論において検討すると書くべきであると思います。以上が第 1 点であります。

第 2 点は、たびたび取り上げられた車体課税についてです。車体課税についての検討方針が何も書かれていないのではないかとと思いますが、平成 22 年度税制改正大綱と同様の記述を書くべきではないかと。このように思いますので、よろしくお取扱いをお願いいたします。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

中野座長、どうぞ。

○中野民主党税制改正 P T 座長

せっかく党 P T から発言すべきことかと指摘をされましたので、一言申し上げさせていただきます。

今、池田副大臣から言われた 2 つのことについては党 P T の提言にもそれぞれ書かれておることです。しかも、大激論をいたしました。それで、地球温暖化に関する税というものはある意味、党の提言も、大変厳しい状況の中で議論を積み重ねてやっとまとめた、ある意味では、少し謙遜して言いますと、ガラス細工的な、本当に微妙な苦勞の産物でもあったということも御理解をいただき、今、言われたその 2 点については十分な御配慮を私もお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐財務副大臣

ただいまお話がありました2点のうち、車体課税については昨年と同様の記述を盛り込んでほしいという党と池田副大臣のお話でございましたので、その方向で修正をさせていただきますと思います。

○中野民主党税制改正PT座長

了解しました。

○五十嵐財務副大臣

1点目のナフサの恒久化の御要求につきましては、これは4大臣会合で、まだ期限が来ていないというようなお話がありました。そして現状のとおり、まだということではありますが、お話がございましたので、書きぶりについてはお任せをいただきたいと思いますが、また4大臣ともお諮りをして、どういうことが盛り込めるか考えていきたいということで、一旦はここは引き取らせていただきたい。ここで決定をするのは留保をいただきたいということです。

どうぞ。

○池田経済産業副大臣

大変重要な問題でありますので、今回の税制改正の全体から見ればやはり本当に大きな問題でありますし、党内世論も集中した話でありますので、私もこの期に及んで書きぶりがどうこうとは言いませんが、期待をしておりますので、是非、それに外れないようによろしくお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

それでは、一旦は引き取らせていただくということでよろしゅうございますか。

○中野民主党税制改正PT座長

了解しました。

○五十嵐財務副大臣

それでは、平岡副大臣、どうぞ。

○平岡総務副大臣

環境関連税制の国税の方の関係で書いてある3ページのところなんですけれども(5)のところ、私もこの石油石炭税の上乗せについては影響を受ける産業がいろいろあるということで、角を矯めて牛を殺すことのないようにということで、そういうことについて丁寧な対応をということでお願いしておいて、そういうようなこととして、この①～④が書かれているんだろうと推測はするんです。

例えばここに書かれていないようなものについても、①のところ、苛性ソーダ製造用電力の自家発電と書いてありますけれども、苛性ソーダ製造用だけではなくて、プラント全体を動かすために石炭を使って自家発電をしているというような企業があって、その企業におけるコストはこれによって物すごく大きくなってしまおうというような実態が世の中にはあると私は承知しているわけでありまして、そういうようなものに対してどう対応するのか

というところがやはり少し、必ずしもこれだけで十分なのかどうかについて私は自信がないのでありますが、その辺についてどういうふうにお考えになっておられるのかという点です。

(6) のところで「上記に加え」というふうに書いてあるような中での対応というようなことも何か考えておられるということなのかもしれませんけれども、影響を大きく受ける産業、あるいは個別の企業等についてはどのような考えを持っておられるのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

航空機燃料税のところなんですけれども、これは全体で見なければわからないかもしれませんが、仮にこれを減税していくということであるならば、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則みたいな考え方との関係ではどういうふう整理されているのかということについて教えていただきたいという点であります。

地方税の方の関係なんですけれども、軽油引取税について書いてある(2)のところなんですけど、これはかなりハイレベルで交渉されたということなので、もう意見を言うてはいけないような状況になっているのかもしれませんが、なお書きのところ何がしようとしているのかが少しよくわからないので、どういうことをしようとしているのか。

つまり、これまでも、私は去年の税制改正のときも、この運輸事業振興助成交付金の配賦の不透明性みたいなものをかなりいろいろ言っておって、それに対しては従来どおりの話にとどまってしまったというような結果があって、今回また同じようなことであるならば、そこは去年の議論を踏まえていないのではないかという気がするんですけれども、少なくともなお書きのところ何か、例えばトラック協会に参加していないようなトラック事業者についても、しっかりと交付金による受益が得られるというような透明性みたいなものとか、そういうものがちゃんと図られるような仕組みが考えられているのかどうかという点を教えていただきたい。

それから、2. のところの一番下に書いてある「地方財源を確保・充実する仕組み」というところなんですけれども、この地球温暖化に対する税が平成23年10月から始まるにもかかわらず、この地方財源を確保・充実する仕組みが平成24年度実施に向けた成案としかなくてない。その理由は一体何なのでしょう。平成23年10月から、この税が、賦課が始まるのであれば、それと併せて地方財源をどうするかということについては決まっていなければいけないではないか。これは論理の問題ですけれども、そういうような気がするんですが、その辺はどう考え方が整理されているのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

今、貴重な御意見をいただきましたけれども、平岡副大臣の御指摘の最初の点につきましては、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化のための方策ということを実施すると(6)に書いてある、まさにその中に含まれていることをございまして、その歳出の中身については予算編成の過程の中でこれはやるということで整理をされております。

それから、最後の問題についても、これは予算編成過程、地財折衝の中で話が出るものと承知をいたしております。

そのほかの点については、尾立政務官からお願いします。

○尾立財務大臣政務官

航空機燃料税の縮減の話ですが、御案内のとおり、ペイ・アズ・ユー・ゴーが働いているのかということでございますけれども、今回の最終決着に当たりまして、一般財源繰入分をカットし、また歳出もカットするということで、ほぼペイ・アズ・ユー・ゴーが保たれるような形で決着を見ましたが、まだ額については、恐縮でございますが、公表できません。そんな考え方でやったということです。

○五十嵐財務副大臣

それから、トラック協会の件については逢坂政務官からお願いします。

○逢坂総務大臣政務官

平岡副大臣から御指摘のありましたところは、3点に尽きていると思います。書いてあるとおりなのでございますが、交付金の制度の透明性の向上を図る。交付金基準の確実な交付を確保する。そして、そのための所要の措置を講ずるということで、この3点に尽きていると思います。

それから、最後の点でございますが、この点については今後、また予算編成プロセスの中で議論をしていくということになっているということです。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

平岡さん、どうぞ。

○平岡総務副大臣

一応、いいんですけれども、五十嵐さんが御説明された、平成24年度実施に向けた成案というものが、それはこれから決まるんだろうと思うんですが、増税が平成23年10月から始まるのに、地方財源の確保・充実ということが平成24年度実施に向けた成案というふうにタイミングとしてずれているように思うんですけれども、もともと地球温暖化対策の税は国税であって、それはもうそちら側の話であって、地方は地方でまた別途、財源対策を考えると、ように区別されているのならそれでいいような気もするんですが、国税の方で説明している地球温暖化対策のための税というものと、地方税の方で書いてある2.の後段の部分というものは全然リンクしていないという理解なんですか。

○五十嵐財務副大臣

それは、直接的なリンクはないというお話です。

どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

その点についてはさまざまな議論はある中で、今回、こういうとりあえずの結論になっております。さまざまな議論がこれからもあろうかと思っております。

○五十嵐財務副大臣

篠原副大臣、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

平岡さんの御指摘の第1点と同じなんです、国税の3ページの(5)のところに「免税・還付措置を設ける」の、4つ列挙されているんですけども、今の税制で、この内航運送用と全く同じように扱われている農林業用の機械や小さな漁船は重油ではなくて軽油で動いているんです。それについて同じような免税還付措置が講じられないというのは公平性を著しく欠くんですが、どうしてこんなふうになっているのか。何で外れているのかわからないんですけども、もし外れているのでしたら公平性を欠くので、同様の免税還付措置を設けていただくようにしていただきたいんです。理由がわからないんです。

○五十嵐財務副大臣

今の漁船の話ですが、これは現在の制度がA重油を使う場合は免税になっておりますので、それと同等、並行移動の扱いということでございます。

○篠原農林水産副大臣

ですから、書いていないんですけども、認められるんでしょうねということです。

○五十嵐財務副大臣

2ページを御覧いただきたいと思います。下の(4)です。「現行石油石炭税に係る免税・還付措置については、特例により上乘せされる税率についても適用する」。

○篠原農林水産副大臣

これは重油のことで、軽油が抜けているんです。

後でチェックしてみただけならと思います。

○五十嵐財務副大臣

小泉政務官、どうぞ。

○小泉国土交通大臣政務官

国土交通省の政務官の小泉俊明でございます。2点について発言をさせていただきます。

まず第1点ですが、このたび地球温暖化対策のための課税の特例の創設に当たり、海運・鉄道・港運といった運輸分野におきます免税還付措置を設けていただくことになりました。この点に関しまして、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

なお、運輸分野の地球温暖化対策におきましては、モーダルシフト等の物流の効率化の推進や、公共交通機関の利用促進等により、環境負荷の少ない交通を実現することは極めて重要であります。そのため、今回免税等の対象とならなかったその他の物流・交通分野における燃料や、鉄道の電力などの取扱いにつきましても、今後の検討課題として是非とも御配慮いただけますよう、よろしく願いをしたいと思います。

第2点であります、今回の政府税調のとりまとめにおきまして、党の提言を踏まえ、営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金の継続については、これに関する地方交付税措置を含め継続しますと改めて確認していただきましたことに、関係者の皆様に心か

ら感謝を申し上げます。

この本交付金制度については、来年度も継続するとされたわけであります。税務当局におきましては、従来どおり、所要の対応をされるものと理解しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ただいまの御指摘の点につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと、1番目については思います。

どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

2番目についても、今後、所要の措置を講ずるということにしておりますので、ただいまの御意見も踏まえて対応したいと思います。

○五十嵐財務副大臣

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。環境関連税制につきましては、お示しをした方向で大綱を起草したいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、地域主権改革と地方税制について、逢坂政務官から御説明をお願いいたします。

○逢坂総務大臣政務官

先ほどの「主要事項のとりまとめ案（地方税）」の3ページをお開きください。

地域主権改革と地方税については、地方税の充実と、住民自治の確立に向けた地方税制度改革に関する考え方と、具体的に取り組む内容を税制改正大綱に盛り込むこととしたいと考えております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。ただいま御説明のありましたとりまとめ案について御質問等があれば、どうぞ御発言ください。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。地域主権改革と地方税制につきましては、お示しをした方向で大綱を起草したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

それでは、これから大綱起草会合に切り替えて、大綱案文の審議を行いたいと思っております。

傍聴されている記者の皆さんに申し上げますが、大綱起草会合は非公開でございます。報

道関係の皆様は速やかに御退室を願います。

記者会見は、大綱起草会合終了後にこの場所で行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。